

評価の集約表

事業名		総合評価に伴う 各委員の指摘事項	各委員 の評価	総合評価(案)	今後の展開方向 (案)	
1	上矢作歯 科診療所 運営経費	<ul style="list-style-type: none"> ●一定の患者数があり有効性はあるが、効率性(人件費率が高い)がやや低く、同じ医療困難地域でも歯科医院のない串原地域との公平性に欠ける。 ●費用対便益費が0.83となっており、少し改善すれば1に近づくと考えられる。従ってAと判断した。 ●今後ますます高齢化の進む中、交通弱者といわれるお年よりが地域で医療が受けられるよう是非続けてほしい。将来的には上矢作病院との併設が望まれる。 ●現状において必要性があるが、上矢作病院のあり方と併せて検討。 ●現時点ではやむを得ない事業となっているが、病院の改築と併せ、判断する必要がある。 ●必要ではあるが何らかの手段が必要。予防歯科は必要であるが、上矢作地区に限らず恵那市全域で必要。 ●医療に関する事業は市にとって重要かつ必要であるが、効率性を考えるとやや苦しい。病院に関する検討委員会での十分な検討をしてもらいたい。 	A=2人 B=5人 C=0人	B	<ul style="list-style-type: none"> ○今後ますます高齢化の進む中、交通弱者といわれるお年よりが地域で医療を受けるのに必要である。 ○しかし、効率性を考えるとそのまま継続していくのではなく、上矢作病院との併設や、民間移譲も視野に考える必要がある。 ○予防歯科により地域に貢献しているが、予防歯科は恵那市全域で必要と思われる。 ○また、歯科がない地区もあり、公平性に欠けることから、地域医療の配分も考える必要がある。当分は地域医療の確保のため継続する必要があるが、恵那市公立病院等の在り方検討委員会で十分な検討をしていただきたい。 	○今後の在り方を検討しながら継続
2	合併浄化 槽補助事 業	<ul style="list-style-type: none"> ●恵那市は旧恵那市の中心市街地を除くと人口密度が低く、山坂が多いため公共下水道、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道などの集合処理では減価償却費や維持管理費を含めた費用が高く、費用対効果比は合併浄化槽に比べて低い。公共下水道区域において合併浄化槽を設置している場合は接続義務を免除する動きも出てきている。 ●費用対便益費が1に近い。対象となる地域性から見て公平性も高いと考えられるのでAの評価とした。 ●衛生的で快適な環境にするため普及活動を進めながら継続していくことが必要。 ●上水道未普及地域および、浄化槽の普及と排水の整合について検討を加える。 ●生活環境の改善で早期に完全普及する必要がある。また水道水の普及を早くする。 ●将来的な下水処理の方向性を考えながら、とりあえず継続する。 ●浄化槽の普及が進まない理由に市民の財政上の事情がある以上、効果は出にくいかもしれないが、市として進めていくべきと考えBと判断した。 	A=5人 B=2人 C=0人	A	<ul style="list-style-type: none"> ○市民にとって衛生的で快適な生活環境にするため必要な事業である。 ○また、他の下水道事業と比べて、費用対効果が高いため、当面は対象地区内での普及率100%を目指し、将来的には集合処理区域内での希望者への補助を検討するべきである。 ○普及が進まない理由に市民の財政上の理由があるので、今後も補助は継続するべきである。 ○上水道の普及、農業用水への排水の問題を各担当課と検討しながら、普及活動を行う必要がある。 	○拡大しながら継続
3	恵那市女 性防火ク ラブ育成 事業	<ul style="list-style-type: none"> ●クラブ員数の減少傾向が続いており事業として定着していない、事業効果も不明である。 ●女性が防火に携わることはやや困難性があると思うが、防火に対する意識を高めるのにはよいと思うのでBの評価とした。 ●市民の防災意識の向上を図るうえで消防団だけに頼らず女性の参加も重要と考えられる。クラブ員の研修のみに終わることのないよう啓発に努めてほしい。 ●必要性はあるが、各町内の自主防災隊活動と併せ、自治連合会との連携を深める。 ●クラブ設置目的の効果もなく、見直す必要がある。 ●組織のあり方は時代の流れやニーズも含めて考えていく。 ●総合的にはB評価であるが有効性・効率性は低いと考えるのでCに近いBである。防災意識の向上、地域の防災水準の維持のためならば他の方法もあるのではない。 	A=1人 B=3人 C=3人	B	<ul style="list-style-type: none"> ○女性が直接防火活動に携わるのは困難であるが、家庭での防災意識を向上させるために女性の参加が重要である。 ○しかし、クラブ員は年々減少し、事業として定着しておらず、効果も不明であり有効性・効率性は低い。 ○今後は自治連合会など地域の組織との連携を深め、防災意識の向上に繋がるような活動に改善する必要がある。 ○また、改善した活動内容が他の事業と同じようであれば、自主防災隊の女性部として活動するなど、統合するべきである。 	○改善しながら継続
4	ユビキタス 管理運営 事業	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者が年々減少し、平成21年度では目標の1,000世帯の3分の1以下(316世帯)まで減少してきている。 ●情報機器システムとしては、効率が悪いと思われる。アミックスコムに転換すべきである。 ●ケーブルテレビとの運営の統一化を図るよう、業者との協議を進めていくことが必要。 ●今日の技術革新にはついていけない。このため将来は廃止してCATVに統一。 ●地デジ移行までに利用者のフォローが必要である。 ●投入した資金を考えると残念だが、地デジ化とともに、縮小、廃止が近い時期にあるということで現時点ではC評価 	A=0人 B=2人 C=5人	C	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者が年々減少し、平成21年度では目標の1,000世帯の3分の1以下(316世帯)まで減少してきている。 ○また、恵那市では情報通信事業としてCATVを推進しており、同時に事業を進めるのは効率が悪いので、CATVに統一するべきである。 ○今後は、初期投資の資金を考えると残念ではあるが、テレビ放送の地上デジタル放送への移行によって、更に加入者が減少した時点で、業者との協議を進め廃止するべきである。また、利用者へのフォローも必要である。 	○一定期間後に廃止

追加資料

1 国民健康保険直営の上矢作歯科診療所

前回の委員会において、国民健康保険直営の診療所は、過疎地など不採算地域でも平等に医療サービスが受けられることを目的に、市町村が国保助成を受けて設置していることを、また国保上矢作歯科もそのような診療所の1つであり、地域住民のニーズが高い診療所であることを説明させて頂きました（町内受診者83％）。

その中で、国保歯科診療所には、国民健康保険法に基づき、むし歯をなおすといった診療行為と、むし歯を防ぐといった保健（予防）事業の2つの業務が位置づけられていることが、民間の事業ではできない特徴の1つであることを説明致しました（資料1）。

資料1

○ 恵那市国民健康保険診療所設置条例
第1条 <u>国民健康保険法第82条第1項の規定により診療所を設置する</u>
第3条 診療所においては、次の事業を行う。
（1）国民健康保険その他の社会保険に基づく診療及び一般患者の <u>診療</u> を行うこと
（2）市民の <u>公衆衛生の向上及び増進</u> を図ること
（3）国民健康保険の診療及び保険施設に関する調査研究を行うこと
○ 国民健康保険法
第82条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように <u>努めなければならない</u> 。
（その事業の一つに <u>診療所</u> が明記されている）

2 経費

疾病保険制度では、診療行為は診療収益につながりますが、保健業務は、直接は収益にはつながりません。しかし保健業務は、医療費削減に影響することから、将来的には国保の財政にプラスに働くと考えられます。現在、保健活動の1つとして、子どもを対象にむし歯予防教室を行っており、その人数を外来延べ患者数に加えてみると利用者1人あたりのコストは、約8200円となります。この値は他の診療所と比べて適正であると考えています。（資料2）

資料2

診療所名	三郷	飯地	岩村	山岡（医科）	串原	山岡（歯科）	上矢作歯科
利用者1人あたりコスト （円/人）	13796	12262	8014	13990	18275	8311	9239 (8263)

H21年度の利用者1人あたりのコストです。*上矢作歯科の（ ）内は、保健活動の1つとして施設内で、フッ素塗布を行った人数を外来延べ患者に加えた値

3 成果

保健活動の面では、上矢作保育園、小、中学校共に全国的にも名誉ある賞が頂けた実績、H8 中学3年生の DMFT 指数 5.8 が 10 年後に 0.5 に減少した実績、そして、医療の面では、子どもからお年寄りまで、各年齢層に利用して頂き、受益者の負担割合（一般会計負担繰入金）、費用便益比も他の診療所と比べ大きな違いはみられません。ことから、診療、保健事業のバランスがとれており、事業の目的にそった成果も得られていることから、地域歯科医療が最適な手段、手順で行われていると考えています。（資料3、4）

資料3

診療所名	三郷	飯地	岩村	山岡（医科）	串原	山岡（歯科）	上矢作歯科
一般会計負担繰入金 （単位：千円）	9,500	597	41,000	20,000	4,000	7,000	5,000

H2 1 一般会計繰入金です。（交付金は含まれていない）

資料4

診療所名	三郷	飯地	岩村	山岡（医科）	串原	山岡（歯科）	上矢作歯科
費用便益比 （指数）	0.85	0.97	0.88	0.96	0.7	0.81	0.83

H2 1 費用便益比です。

4 まとめ

1) 公共性において、国保上矢作歯科診療所は、国民健康保険法第82条を根拠に設立され、1次予防など、民間では行えない、市として関与する必要性が高い診療所です。

2) 有効性において、診療、保健業務共に、事業の目的に沿った成果も得られ、施策への貢献度も高く、地域市民の利用率からも、ニーズ性の高い事業と考えています。

3) 効率性において市内7診療所と比較しても、利用者1人あたりのコストは適正であり、目的に沿った成果も表れていることから、現在行っている方法・手段・手順は最適だと考えています。

4) 公平性において、診療所のフリーアクセスといった観点で市民が公平に便益を受けています。一般会計負担繰入金を市内7診療所と比較しても、受益者の負担割合が適正であると考えています。子どもから老人までが受益者が市民各層に広く及んでおり、社会的な公平がなされている事業であると 診療所という性質上、過去の慣例や既得権で続けられている事業でもありません。以上、恵那市国保上矢作診療所は、公平性、有効性、効率性、公平性の全ての面で適正であると考えています。